

災害見舞金 給付基準

平成 25 年 12 月 5 日適用

被共済職員より申請のあった災害見舞金の申請について、次の基準により支給する。

1. 対象災害

支給対象となる災害は、火災、風水雪害・地震・噴火・落雷の自然災害とする。(1)

2. 被災対象

A. 居住する住宅 (2) B. 借家 C. 車庫・倉庫 (2) D. 通勤登録を受けた車

3. 給付基準

下記の表に基づき支給するものとし、被災程度は申請書類によって決定する。

被災対象 \ 被災程度	全焼 全壊	半焼 半壊 床上浸水	部分焼 一部損壊 床下浸水	見積もり等により被害額が 3~5万円と認められる被害	見積もり等により被害額が 3万円に満たない軽微被害
居住する住宅	10万円		5万円	3万円	対象外
借家	3万円				
車庫・倉庫	3万円				
通勤登録を受けた車	3万円				

4. 申請書類

【A. 居住する住宅、B. 借家、C. 車庫・倉庫の場合】

給付金・助成金請求書 災害状況報告書 罹災証明書 (3) 現場写真
被害状況を確認するための書類 (見積書または保険金支払い明細の写し) (4)

【D. 通勤登録を受けた車の場合】

給付金・助成金請求書 災害状況報告書 自動車通勤登録証明 (所属長証明でも可)
登録事項等証明書 (全損の場合) 修理見積書 (分損の場合)

5. その他

- (1) 同一災害による複数支給はせず、支給額が最も大きい被害での請求に限定する。
- (2) 保険の加入・適用の有無は問わない。
 - (1) 災害救助法が適用されるような大災害の場合は別途対応を協議する。
 - (2) 建物本体のみを対象とし「門、塀、フェンス等」の構造物は対象外とする。また、単身赴任に限り、留守宅の住宅・車庫・倉庫が災害を受けた場合、支給対象とする。
 - (3) 自治体の事情により、罹災証明書の発行を受けられない場合は“被害届出証明書”をもって代替する。罹災証明書には原則として、被災程度を記載すること。
 - (4) 借家の場合を除く。